

令和元年第3回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和元年9月18日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 七原 剛	2 原田直幸	3 加藤弘文
4 今泉吉人	5 金田敏行	6 金田文子
7 伊藤 武	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 高森陽一郎	12 松下好延

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	澤田周蔵
津具総合支所長	村松静人	生活課長	久保田美智雄
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	金田敬司	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

日程第1 議案第51号
町道路線の認定について

(総務建設委員長報告)

日程第2 議案第52号
設楽町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第3 議案第53号
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第4 議案第54号
設楽町保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第5 議案第55号
設楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- (文教厚生委員長報告)
- 日程第6 議案第56号
設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例及び設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第7 議案第57号
設楽町簡易水道事業給水条例及び設楽町簡易水道事業分担金条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第8 議案第58号
工事請負契約の締結について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第9 議案第59号
工事請負契約の締結について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第10 議案第60号
工事請負契約の締結について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第11 認案第61号
令和元年度設楽町一般会計補正予算(第4号)
(総務建設委員長報告) (文教厚生委員長報告)
- 日程第12 議案第62号
令和元年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第13 議案第63号
令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第14 議案第64号
令和元年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第1号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第15 議案第65号
令和元年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算(第1号)
(総務建設委員長報告)
- 日程第16 議案第66号
令和元年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第1号)
(総務建設委員長報告)
- 日程第17 陳情第18号
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第18 陳情第19号
私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書

- 日程第 19 陳情第 20 号
国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 20 陳情第 21 号
愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 21 要望第 5 号
(ヤマビル対策に関する)要望書
(総務建設委員長報告)
- 日程第 22 認定第 1 号
平成 30 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 23 認定第 2 号
平成 30 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 24 認定第 3 号
平成 30 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 25 認定第 4 号
平成 30 年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 26 認定第 5 号
平成 30 年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 27 認定第 6 号
平成 30 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 28 認定第 7 号
平成 30 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 29 認定第 8 号
平成 30 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 30 認定第 9 号
平成 30 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 31 認定第 10 号

平成30年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第32 認定第11号

平成30年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第33 認定第12号

平成30年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第34 所掌事務の調査報告

(設楽ダム対策特別委員長報告)

日程第35 発議第4号

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)

(追加)

日程第36 発議第5号

国の私学助成の拡充に関する意見書(案)

(追加)

日程第37 発議第6号

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書(案)

(追加)

日程第38 議案第67号

工事請負契約の締結について

(追加)

日程第39 議案第68号

物品購入契約の締結について

(追加)

日程第40 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第41 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

会 議 録

開議 午前8時58分

議長 おはようございます。時間少し早いですが、きょう、設楽中学の中学生の方が議会の傍聴ということで御参加させていただいております。設楽町の今後を占う皆さんでもあります。ぜひ、何らかを得て帰っていただければありがたいと思っております。それでは、令和元年第3回設楽町議会定例会を開催いたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、令和元年第3回設楽町議会定例会(第2日)を開催いたします。これから本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いいたします。

町長 皆さんおはようございます。本日、議員各位におかれましては公私とも御多用

のところ、9月議会定例会の最終日にあたり、全員の皆さん方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。議会の最終日にあたりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

先週の月曜日の未明から早朝にかけて、関東地方に上陸をした台風15号は、記録的な暴風雨が吹き、関東地方の各地に多大な被害をもたらしました。交通網はマヒをし、強風により鉄塔が倒壊したり、ゴルフ練習場の支柱が倒壊する、また民家を直撃するなど、住宅被害が、人的被害が出ております。また、千葉県を中心として広範囲で停電が発生をし、全面復旧までに2週間以上ともいわれております。今年の台風24号では、当町も最長4日間という停電がありましたが、今回はそれを大幅に超える日数を要しているようであります。近年、こうして台風の際に、「記録的」ですとか、また「最大級」といった言葉をよく聞きますので、今後の対応には十分留意をしていきたいと考えております。

敬老の日を迎え、各地区で敬老事業が開催されております。また、来週の9月24日には、私は、町内で数え100歳以上の高齢者のお宅を訪問をさせていただきまして、お祝い品を贈呈をさせていただきたいというふうに思っております。今年の対象者は、設楽町内で28名がおみえになります。内訳といたしましては、田口地区で5名、清嶺地区で2名、名倉地区で2名、津具地区では7名、また施設入所者におみえになる皆さんが12名となっております。このうち男性は6名、女性は22名です。このなかには9月15日現在の満年齢で104歳の方が2名、103歳の方が3名、そして102歳の方が3名、101歳が2名、そして100歳の方が6名おみえになります。なお、今年新たに数え100歳になられた方が10名ありまして、代表として宝泉寮にみえる、やすらぎの里におみえになる女性の方を愛知県の加藤副知事とともに、9月6日に訪問をさせていただき、身内の方と一緒に懇談をしてまいりました。こうして多くの皆さんが長老となられ、またほんとは町のなかでお健やかに生活をしておみえになるということで、大変うれしく思うところでございます。今後も元気でお暮らしになられることを御祈念を申し上げます。

また、秋になりまして、町内各地でスポーツ関連の行事が多く計画をされております。今週末には、各小学校で運動会が予定をされていること、そしてゲートボール大会等、多くのスポーツ大会が行われます。こうして町民の皆さん方が、健康の増進、そして健康維持のためにも、こうしたスポーツを通して元気で継続をしていただきたいと、こんなふうにも思っております。こうしてスポーツへの参加を呼びかけてまいりたいというふうにも思います。

本日は、契約締結に関する議案2件を追加上程をさせていただきました。定例会初日に上程した議案とあわせまして慎重審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます、議会定例会最終日の審議に先立ちまして挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長 本定例会の議会運営ならびに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告をお

願いをします。

5 金田 令和元年第 13 回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。令和元年第 3 回定例会 2 日目の運営について、去る 9 月 12 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。本日の案件は、委員会付託事件 33 件、設楽ダム対策特別委員会の報告が 1 件、議員提出が 3 件、町長提出が 2 件、継続審査申出が 2 件です。日程第 1 から順次 1 件ごとに上程します。日程第 1 から日程第 21、日程第 22 から日程第 33、日程第 35 から日程第 37 は一括上程で行います。その他は単独上程です。質疑、討論、採決は 1 件ごとに行います。以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

議長 日程第 1、議案第 51 号「町道路線の認定について」から日程第 21、要望第 5 号「(ヤマビル対策に関する) 要望書」までを一括議題といたします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

4 今泉 おはようございます。それでは委員長報告を報告します。9 月 5 日木曜日 15 時 37 分から 15 時 55 分、総務建設委員会を開催。出席者、委員 6 名全員、議会事務局長、執行部からは町長、副町長、教育長、総務課長、津具総合支所長、財政課長、企画ダム対策課長、建設課長、産業課長、計 9 名。付託された議案 5 件、要望 1 件について審議、審議の結果を報告します。

審査事件、1 付託事件、(1) 議案第 51 号「町道路線の認定について」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべき。このようになりました。(2) 議案第 53 号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例について」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものに決まりました。(3) 議案第 61 号「令和元年度設楽町一般会計補正予算(第 4 号)」〔総務建設委員会所管〕、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものになりました。(4) 議案第 65 号「令和元年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算(第 1 号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものになりました。(5) 議案第 66 号「令和元年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第 1 号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものになりました。(6) 要望第 5 号「(ヤマビル対策に関する) 要望書」、全員賛成で採択すべきものになりました。その主な質疑の内容は、1 つ目「現在、町として何かヤマビル対策をとっているのか。」、その回答として「神田地区では、以前から地域づくり事業の中でヤマビル対策として、地元住民により薬剤散布が行われており、本年度の事業に含まれている。」、2 つ目「要望のひとつ「今後、発生しないための研究を関係機関と協力して行う。」

とあるが、現在までにヤマビル対策について研究している機関、自治体が存在するのかなどの調査は行ってきたか。」ということに対して回答が「先進地の事例については、今後、インターネット等で調査し、該当するものがあれば直接問い合わせを行っていく。」、裏面を見てください。採択意見2件、1つ目「ヤマビルの被害については、かなり前から問題になっている。町内での生息地も年々拡大している。町内には、個人で対策を研究している方もみえると聞くと、神田地区のように地域づくりの事業として対策をとっている地区もある。町として大学等の研究機関との共同研究を行うなどの施策をとってほしい。」、2つ目「ヤマビルの分布が広がっており、住民生活、町の観光戦略、農林業等の産業にも影響が出ており、行政も議会もこの重大事態に対する危機感を共有しなければならない。この要望を採択するという形で、町民に対し、「皆で考え対策に取り組もう。」とアピールするべきである。」ということでした。以上です。

3 加藤 おはようございます。設楽中の皆さんもおはようございます。それでは、令和元年第4回文教厚生委員会委員長報告を行います。9月9日月曜日15時28分から16時22分、文教厚生委員会を開催いたしました。出席者は、委員6名全員、議長、議会事務局長、執行部として町長、副町長、教育長、村松総務課長補佐、財政課長、津具総合支所長、保健福祉センター所長、町民課長、生活課長、教育課長、計10名で行いました。付託された議案は12件、陳情4件を審議しました。その審議の結果を報告いたします。

審査事件、1付託事件、(1)議案第52号「設楽町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑2件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。質疑の内容は「旧姓と現在の名字と両方印鑑登録できるのか。」、回答ですが「両方併記できるが、登録はどちらか一方である。男女の記載はなくなる。」ということでした。「男女別姓との関係はどうか。」、「印鑑登録には特に関係しない。」ということでした。(2)議案第54号「設楽町保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑1件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。質疑の内容「階層区分2のところの保険料を徴収しないことになるが、その理由は何か。」という質問が出されました。回答「国から示された基準のとおりである。」ということでした。(3)議案第55号「設楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、質疑5件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。質疑の内容「第5条の「運営に関する基準」とは何か。」、回答「保育内容の説明が記載してあるものである。」と。2つ目「第6条の「正当な理由のない拒否の禁止」とは何を指すのか。」、回答「利用の申し込みを受けた場合には拒否できない規定である。」。次「外部評価はどのようになっているのか。」、回答「愛知県の監査により保育内容、施設管理状況の是正を行っている。」。次「特定地域型保育とはどのようなものか。」、1枚はねてください。裏面です。回答「当町には該当しないが、条文の

規定を行っている。」。次「第59条の「平等に取り扱う」、第60条の「秘密保持」とはどういうことか。」、回答「現在行っているように園児を差別することなく平等に扱うことや秘密保持に関する内容を規定しているだけである。」と。次、(4)議案第56号「設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例及び設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑1件、討論なし、4対1で原案のとおり可決すべきものと決しました。質疑ですが「税率を上げることにより町民に負担がかかるので、据え置くことができないか。」、「軽減税率の対象となっていないため困難である。」という回答でした。(5)議案第57号「設楽町簡易水道事業給水条例及び設楽町簡易水道事業分担金条例の一部を改正する条例について」、質疑1件、討論なし、4対1で原案のとおり可決すべきものと決しました。「集落排水と同様で、8%に据え置くことができないか。」という質疑に対し「据え置くと2%分を町が負担しなければならないので困難である。」ということでした。(6)議案第58号「工事請負契約の締結について」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。(7)議案第59号「工事請負契約の締結について」、質疑1件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。「国道257号の上原から設楽警察署南の信号までにおいて、通行止め等の影響は出ないのか。」、「片側交互通行を行うので支障はでない。」という回答でした。(8)議案第60号「工事請負契約の締結について」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。1枚はねてください。(9)議案第61号「令和元年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」〔文教厚生委員会所管〕について、質疑4件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。質疑内容「民間保育所の措置費が減額されている理由はなにか。」、回答で「副食費分を減額して、給食費の補助金額を上乗せしているためである。」ということです。次「発電機の購入はどの程度の大きさのものなのか。また新たに購入する理由はなぜか。」、回答で「昨年度購入したものが単相で、給食室での対応が三相でないといけないことが判明したため新たに購入する。昨年度購入したものは、各学校の非常用電源として利用している。」ということでした。次「簡易水道特別会計と繰出金との差があるがなぜか。」、回答として「給料分が減額されているので、その分が差となっている。」ということでした。「教育費の修繕費の内容はなにか。」、という質問に対して「給食室の配電盤から発電機に繋ぐための修理である。」ということでした。(10)議案第62号「令和元年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。(11)議案第63号「令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第1号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。(12)議案第64号「令和元年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第1号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。(13)陳情第18号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教

育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」、全員賛成で採択すべきと決しました。採択意見1件についてですが、「内容等に異論がないので採択すべき。意見書の提出は、正副委員長に一任。提出者は文教厚生委員長、賛成者は文教厚生副委員長」となりました。最後のページですが、(14)陳情第19号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」、4対1で不採択とすべきと決しました。不採択意見1件、「現状でも補助が行われているので拡充する必要はないと思う。」、採択意見1件、「町でも私学に通っている生徒の拡充を求めるべきである。」。(15)陳情第20号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」、全員賛成で採択すべきと決しました。採択意見1件、「内容等に異論がないので採択すべき。」。意見書の提出は正副委員長に一任。提出者、文教厚生委員長。賛成者、文教厚生副委員長。(16)陳情第21号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」、採択意見1件、「内容等に異論がないので採択すべき。」、意見書の提出は正副委員長に一任。提出者、文教厚生委員長。賛成者、文教厚生副委員長。大きな2番その他、なし。以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議長 議案第51号「町道路線の認定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第51号を採決します。

採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第52号「設楽町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第52号を採決します。

採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告

のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長 議案第 53 号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 53 号を採決します。採決は起立によって行います。委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 53 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 54 号「設楽町保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 54 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 54 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 55 号「設楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 55 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 55 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 56 号「設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例及び設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 この条例改正につきましては、消費税増税に伴う料金改定だというふうに思いますし、それ以上でもそれ以下でもないというふうに思いますが、消費税 10% の増税というのは大変なことになって、これは到底認めることができないということで、この条例の 10% 増税に伴う改定にも反対するものであります。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5 金田 国からの増税というのですか、で、こういうふうになって法令です。これはやはりそのまま従うべきだと、私は思います。

6 金田 国が決めたことだとはいえ、住民生活に直結することでありますので、行政当局の御努力によりその分補助する形ということ、2%分、町からの財源の捻出で対応していただきたいと思っておりますので、反対です。

議長 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

2 原田 集落排水もそれから簡易水道も同様ですけども、かなり町からですね多額の一般会計の操出金ということで、そちら特別会計のほうに補助をしております。これ以上出すことは町の財政を一方向的に苦しくするばかりだと思っておりますので、原案に賛成します。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。議案第 56 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 56 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 57 号「設楽町簡易水道事業給水条例及び設楽町簡易水道事業分担金条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

6 金田 先ほどと同様に、住民生活を圧迫するものでありますので反対です。なお、法律で決まっていることなのでという御意見もあろうと思いますが、行政当局の御努力により 2%分の財源をどこかで捻出していただくような努力をお願いしたいと思いますので反対です。

議長 原案に賛成者の発言を許します。

5 金田 私は賛成の立場から討論させていただきます。先ほどの下水の、集排の下水と同様です。かなりの助成は、町としては水道事業に対してかなりの助成をしております。これ以上の負担はかなり町の財政を圧迫するものでありますから、私は本案を原案のとおり可決すべきものと思います。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。議案第 57 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第 57 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 58 号「工事請負契約の締結について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 58 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 58 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 59 号「工事請負契約の締結について」の委員長報告に対する質疑を行

います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 59 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 59 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 60 号「工事請負契約の締結について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 60 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 60 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 61 号「令和元年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 61 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 61 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 62 号「令和元年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の
委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はあり
ませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 62 号を採決します。
採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告
のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 62 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 63 号「令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）」の委員
長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はあり
ませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 63 号を採決します。
採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告
のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 63 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 64 号「令和元年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）」の委
員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はあり
ませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 64 号を採決します。
採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告
のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 64 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 65 号「令和元年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 65 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 65 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 66 号「令和元年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 66 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 66 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第 18 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第 18 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第 18 号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 陳情第 19 号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

6 金田 地元の高校に行ってほしいっていう、私もそういう考え方でずっとおりましたが、地元の子供たちの話を聞いてみますと、将来の夢はさまざまに高校の選択肢も広いように感じました。子供の選択肢を狭めないという意味で教育に力を入れている町ということで、若い世代の方々に住んでいただきたいので、この私立高校への助成についての姿勢も示すとよいと思いますので、採択すべきものという考え方で反対をいたします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

5 金田 私は、本案を委員長報告のように賛成の立場から討論させていただきます。説明にもありましたとおり、現状でも町として十分に私学への助成をしていると思います。よって、またそれに追加するような助成までは必要ないんじゃないかということで、私は賛成の立場で討論させていただきます。

議長 ほかに討論ありませんか。

10 田中 十分な援助をしているなんて、よく言えますね。いくら援助していると思います。で、公私格差っていうのは深刻な話ですから、私もですね、田口高校の存続っていうのは町の最重要課題というふうには考えてます。そしてそのための議会や、また執行部の、あるいは町民の皆さん、学校関係者の皆さんの努力っていうのは大変なものであるというふうに思います。ただそこで、了見を狭くして、設楽町の町内の通学の高校生に対してあまり手を差し伸べないと、これではいかんのではないかと。で、設楽町の私学に通う人たちに、将来あるいは田口高校の存続の協力をお願いするという場面も出てくるでありましょうし、設楽町の発展のために活躍してもらおうということもおきてくるかと思うんです。そういう意味で、あまり了見を狭くせずに、これは町の公私格差を少しでも埋めるために、ある程度の助成をすべきだというふうに思いまして、原案に賛成であります。陳情に賛成で、委員長報告に反対。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

2 原田 確かに、私学、個人的な助成は 1,000 円だったような気がしてますけども、そのほかにですね、私学へ行く子供たちには、例えばここからだ通学等は不可能な場合が多いと思いますので、下宿代を補助したりとか、そのほかにですね、手厚い助成を町としてしとると思います。それとですね、やっぱりですね、私学

に通おうが公立に通おうが、基本的にはですね、高校生の授業料について格差がないように、それは町だけではなくて県、国が助成するべきものだと思いますので、委員長の報告に賛成するものであります。

議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第 19 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第 19 号は、委員長報告のとおり不採択となりました。

議長 陳情第 20 号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第 20 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第 20 号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 陳情第 21 号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 先ほどの委員長報告ではですね、この陳情第 21 号に対する委員会の結論が報告されなかったように記憶しておりますが、委員会の審査の結果どうなったのか、御報告をいただきたいと思います。

3 加藤 大変失礼いたしました。陳情第 21 号の陳情書について、採択意見が 1 件出ておりました。内容等に異論がないので採択すべきということで、落ちておりましたなら付け加えたいと思います。以上です。全員賛成でした。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第 21 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第 21 号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 要望第 5 号「(ヤマビル対策に関する) 要望書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。要望第 5 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。要望第 5 号は、委員長報告のとおり採択となりました。

議長 日程第 22、認定第 1 号「平成 30 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 33、認定第 12 号「平成 30 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 12 議案を一括議題とします。本案は、決算特別委員会に付託をしていますので、委員長の報告を求めます。

11 高森 それでは、ただいまより委員長報告を行います。令和元年決算特別委員会報告、令和元年設楽町議会決算特別委員会報告を、設楽町議会会議規則第 77 条の規定により行います。本委員会は、令和元年 9 月 5 日木曜日及び 9 月 9 日月曜日の両日にわたり、平成 30 年度設楽町一般会計歳入歳出決算並びに特別会計歳入歳出決算について、慎重審議いたしました。その経過と結果は以下の通りです。

9 月 5 日、午前 8 時 58 分から午後 3 時 27 分まで、総務建設委員会所管の審議をしました。出席者は、町長、副町長、教育長以下役場担当執行部全員と議長、議会事務局長、委員 11 名全員です。質疑は以下のとおりです。質疑、一般会計決算の「歳出」に関する質疑は合計 58 件で、その内訳は、議会費の審議では質疑なし、総務費の審議では質疑 24 件、農林水産費の審議では質疑 8 件、商工費の審議では質疑 7 件、土木費の審議では質疑 7 件、消防費の審議では質疑 9 件、災害復旧費の審議では質疑なし、公債費の審議では質疑 3 件、諸支出金の審議では質疑なし。「歳入」に関する審議では質疑 5 件、特別会計決算に関する質疑は合計 3 件で、その内訳は、田口財産区特別会計決算質疑なし、段嶺財産区特別会

計決算質疑なし、名倉財産区特別会計決算質疑なし、津具財産区特別会計決算質疑3件。以上でした。

続きまして、9月9日、午前8時55分から午後3時14分まで、文教厚生委員会所管の審議をしました。出席者は、町長、副町長、教育長以下役場担当執行部全員と、議長、議会事務局長、委員11名全員です。質疑は以下のとおりです。質疑、一般会計決算の「歳出」に関する質疑は合計51件で、その内訳は、総務費の審議では質疑なし、民生費の審議では質疑17件、衛生費の審議では質疑16件、教育費の審議では質疑18件、「歳入」に関する質疑はなしです。特別会計決算に関する質疑は合計5件で、その内訳は、国民健康保険特別会計決算では質疑2件、後期高齢者医療保険特別会計決算では質疑なし、簡易水道特別会計決算では質疑なし、公共下水道特別会計決算では質疑なし、農業集落排水特別会計決算では質疑なし、町営バス特別会計決算では質疑2件、つぐ診療所特別会計決算では質疑1件。討論に入ります。質疑終了後の討論では、一般会計決算を反対とする討論1名、一般会計決算を賛成とする討論1名、討論は本会議3日目に、失礼しました。2日目でした。これは間違いでした。本日举行うことになりました。採決、採決を行い、以上のように決しました。(1)認定第1号「平成30年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」、討論、反対・賛成各1名は本日本会議で行う。これ誤植です。すみません。採決、賛成多数9対1で可決すべきと決しました。(2)認定第2号「平成30年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論なし、採決、賛成多数9対1で可決すべきと決しました。(3)認定第3号「平成30年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論なし、採決は全員賛成で可決すべきものと決しました。(4)認定第4号「平成30年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。(5)認定第5号「平成30年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。(6)認定第6号「平成30年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。(7)認定第7号「平成30年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。(8)認定第8号「平成30年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。(9)認定第9号「平成30年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。(10)認定第10号「平成30年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。(11)認定第11号「平成30年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。(12)認定第12号「平成30年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論

なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。2その他に入ります。その他ございません。以上で報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。討論、採決は1件ごとに行います。

議長 認定第1号「平成30年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 討論の前に質疑をしたかったのですが、出席者という表現のくんだり、役場担当執行部全員というのはどういう範囲、どういう意味を示しているのか、お聞かせいただきたくったんですが、慣例によりいきなり決算に入ることと理解して、今から討論を行います。

まず、台風豪雨被害にあわれた方々に心からのお見舞いを申し上げます。一刻も早い停電復旧と安心した生活を取り戻せるよう、お祈りいたします。

2018年度一般会計決算を不可とする立場から討論をするものです。「腹を据えて町の危機に立ち向かう。」「町外からの移住者、町内若者の定住に力を注ぐ。」、町長は、平成30年度予算方針でこう述べるとともに、「町の財政運営を身の丈にあったものに。」「限られた財源のなかで選択と集中を進める。」としました。2018年度決算は、一般会計61億8千万円、特別会計21億4千万円で、前者は前年より16.1%増、後者は16.5%減でした。果たして、身の丈にあった決算となったのか。選択と集中による事務事業の再編が行われたのか。はたまた、町民福祉の向上はどのように図られたか。

こうした点で、2018年度決算を分析いたしますと、第1に平成32年度オープンを目指すとした歴史民俗資料館は3億6800万円の新築事業費が使われました。大きな費用を投資する割には、それにふさわしい集客と事業効果は見込めないことははっきりしています。また、併設される道の駅も、経営的な見通しは暗いと言わざるを得ません。WRC招致活動費はわずか11万円あまりでしたが、今後多数の誘客を見込んで、町からの持ち出しがどんどん膨らんでいくことは必至です。多額の町費は使ったが、予定した効果は得られず失敗したということになれば、誰が責任をとるのか。責任をとれるのか。身の丈にあった財政運営、限られた財政の中で選択と集中を行ったとは到底言いがたい決算です。

第2に、一方、自治体の使命は住民の生命、財産と暮らし、福祉を守ることです。決算において、それが進展したのでしょうか。福祉移送サービス、高齢者福祉タクシーの運賃は遠方の料金が利用者にとって大きな負担になっていますが、この見直しと軽減は依然として着手されませんでした。国保料は国保運営基金から1000万円繰入れて保険料の激変緩和をする予定でしたが、変更されて基金繰入を0にして保険料が3.5%と大幅に上がるのに任せました。引下げのための町独自の予算措置はもちろんなく、まったく遺憾としかいいようがありません。給食費無料化は今回も見送られました。保育園のエアコン設置、要・準要

保護援助費の就学前支給などは評価しますが、一部を除いて暮らし、福祉の進展はありませんでした。

第3に、減債基金2300万円、公共施設総合管理基金に5000万円が積み立てられました。この結果、財政調整基金で25億4000万円余、減債基金で5億1900万円、公共施設総合管理基金で1億4600万円の基金現在高に到達しています。口を開ければ「金がない。」「金がない。」と言いながら、多額の積み立てをし、住民要求をないがしろにしているませんか。ため込み主義を転換し、町民の福祉や暮らしの切実な要求実現のために、町財政は使うべきです。

第4に、2019年度決算は、総合戦略の移住定住事業とダム関連事業が前面に出ており、町長の予算編成方針でも強調されていました。また、東三河広域連合への参加や観光振興を推進するとして、福祉、暮らし、防災などが後景に押しやられました。行政の姿勢としてはあべこべではありませんか。住民生活の向上と安全こそが優先されるべき課題であります。

以上、当初予算で「身の丈に合った財政運営」を打ち出したものの、「無謀な投資はそのまま、住民の切実な願いには冷たい姿勢をとってきた」ことは決算においても明白であり、本決算を不可とするものであります。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

3加藤 平成30年度決算について賛成の立場で意見を申し上げます。一般会計の歳出決算規模は前年度比較で16.1%増加し、歳入決算規模も約15%増となりました。予算規模が大きく膨らんでいますが、これは、設楽ダム関連事業などの大型事業の実施によるものです。遅延が危惧されていた、新道の駅・歴史民俗資料館建設工事、新斎苑の用地造成、裏谷ビジターセンターの用地調査などの大型事業が、本年に入り順調に始められていて安堵しております。

一方、一般会計の賛成討論ではありますが、特別会計の歳出決算総額は前年度比16.5%減と縮小しています。これは、介護保険特別会計の東三河広域連合への移管などが原因ですけれども、田口地区の水道管更新事業、下水道管の整備事業、塩津地区の水道管の移設工事など、住民にとっての大切なインフラ整備は、順調に進められています。

設楽町監査委員の意見書に、決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金運用状況調書の係数は良とされておりますとおり、財政全体として、歳入及び歳出に係る予算執行は、概ね効率的かつ効果的に配分され、適正に執行されていると認められます。今後、設楽ダム本体工事着工に伴い、関連工事が計画、実施されていくことから、工事の進捗状況について、町民や議会に丁寧に報告説明を行うこと。また、津具財産区特別会計にみられた記載不備が今後おこらないように、さらにチェック機能を高めること。さらに今後、予定事業の遅延等による次年度繰越がないよう、予算執行にあたっては計画的な実施に努めることを要望として付け加え、賛成の討論といたします。以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 討論を終わります。認定第1号を採決します。採決は起立によって行います。
本案に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第2号「平成30年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第2号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第3号「平成30年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第3号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第4号「平成30年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第4号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第5号「平成30年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第5号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第6号「平成30年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第6号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第7号「平成30年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第7号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第8号「平成30年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第8号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第9号「平成30年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第9号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第10号「平成30年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第10号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第11号「平成30年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第11号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第12号「平成30年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第12号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第 12 号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 日程第 34「所掌事務の調査報告」を議題といたします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いをします。

8 土屋 それでは、設楽ダム対策特別委員会の委員長報告を行います。令和元年 9 月 11 日水曜日、9 時 55 分よりここ設楽町役場議場において委員会を開催しました。出席者として、委員 6 名全員、松下議長、設楽町から横山町長ほか 7 名、国土交通省設楽ダム工事事務所から須賀所長ほか 12 名、愛知県豊川水系対策本部から城戸事務局長ほか 5 名、設楽ダム関連事業出張所から村田所長ほか 2 名であります。審査事件といたしまして、所掌事務の調査、(1)「設楽ダム建設事業の進捗状況について」は、国土交通省設楽ダム工事事務所角田副所長より説明を受け質疑を行いました。質疑は 3 件でありました。次に、「愛知県設楽ダム関連事業について」は、愛知県新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所村田所長より説明を受け、質疑を行いました。質疑は 9 件でありました。質疑終了後、その他をし、豊田市にあります羽布ダムのほうへ小水力発電の視察に行ってきました。細かなことは報告書を出してありますので、御一読をいただきたいと思っております。以上で終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は終わりました。

議長 次に、日程第 35、発議第 4 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書」から日程第 27、発議第 6 号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書」までを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

3 加藤 採択をいただきました陳情について、意見書を次のように提出したいと思っておりますので、御審議をお願いします。別紙、発議第 4 号のページをごらんください。令和元年 9 月 9 日。設楽町議会議長殿。提出者設楽町議会議員加藤弘文、賛成者設楽町議会議員原田直幸。「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)」でございます。以下の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。提案理由、未来を担う子どもたちにゆきとどいた教育を行うため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求め、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。1 枚はねてください。「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)」、未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成

にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。また、政府予算において、新学習指導要領の円滑な実施にむけ小学校専科指導の充実などのために、1,210人の加配措置による教職員定数改善が盛り込まれたものの、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、たいへん不満の残るものとなった。現在、新学習指導要領の移行期間となり、小学校での外国語教育については、学習内容や授業時数の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっているという声大きい。子どもたち一人ひとりへの指導の充実のためには、専門的な知識や指導方法を身につけた小学校専科教員の全校配置が必要である。また、少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和元年。愛知県北設楽郡設楽町議会。意見書提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛でございます。

続けて、発議第5号お願いします。令和元年9月9日。設楽町議会議長殿。提出者設楽町議会議員加藤弘文、賛成者設楽町議会議員原田直幸。「国の私学助成の拡充に関する意見書(案)」、上記の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由、父母負担と教育条件の公私格差の是正を目的とし、国の私学助成の拡充を求めるため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。1枚はねていただきます。「国の私学助成の拡充に関する意見書(案)」、私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。とりわけ私立高校生に対する「就学支援金」については、平成26年から、年収250万円未満の家庭には29万7000円、年収350万円未満の家庭には23万7600円、年収590万円未満の家庭には17万8200円、年収910万円未満には

11万8800円を給付する制度が始められ、非課税世帯への奨学給付金制度とも相まって、学費滞納・経済的理由による退学者が大幅に減少するなど、これまでの国の私学助成政策は着実に成果を生んでいる。しかしそれでもなお、年収910万円未満が無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と、入学金や施設設備費等も含め初年度納付金で約65万円（愛知県私立高校平均）の学費を負担しなければならない私立高校との間では、学費負担の格差はあまりにも大きく、子どもたちは学費の心配をせずに私学を自由に選ぶことができず、「公私両輪体制」にとって極めていびつな事態は解消されていない。愛知県においても、高校生の3人に1人が私学に通っている。90%以上が進学する高校教育において、学費の「公私格差是正」「教育の公平」は、全ての子どもと父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は、喫緊の課題となっている。また、財政が不安定な私学では、経営に対する不安から「一年契約の期限付き教員」の採用が増え、各学園の教育を揺るがしかねない事態も広がっている。私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を、来年度も引き続き拡充していくことが求められる。よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校未満の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校未満の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条により、意見書を提出する。令和元年。愛知県北設楽郡設楽町議会。意見書提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛でございます。

最後にもう1件、発議第6号。令和元年9月9日。設楽町議会議長殿。提出者設楽町議会議員加藤弘文、賛成者設楽町議会議員原田直幸。「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書（案）」、上記の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由、父母負担と教育条件の公私格差の是正を目的とし、私学助成の拡充を求めるため、愛知県に対し意見書を提出しようとするものであります。1枚はねていただいて、「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書（案）」、愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として、「公私両輪体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきました。とりわけ、平成28年までの3年間で、国の就学支援金の加算分を活用して従来の授業料助成制度が復元され、授業料本体については、甲ランク（年収350万円未満）は無償、乙Ⅰランク（年収350～610万円）は3分の2、乙Ⅱランク（年収610～840万円）は半分が助成されることとなり、国の奨学給付金制度とも相まって、私立高校の経済的理由による退学者が大幅に減少するなど、その施策は、私学に通う生徒と父

母を支える大きな力となってきた。期限付きの常勤講師を抑制して専任教員を増やす制度も整えられてきた。また、今年度予算においては、懸案であった入学金補助が授業料助成と同じ算定方式で増額され、高校経常費助成の国基準も確保された。しかし、年収 910 万円まで無償化され、それ以上の所得層でも年間約 12 万円の負担で通うことができる公立高校に対して、私立高校においては、上記の助成額を差し引いても、乙ランクで約 26 万円～約 36 万円、県の助成の対象外の家庭では約 53 万円～約 65 万円を負担しなければならず、子どもたちが学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。一昨年「高校選択の自由」の名の下に、公立高校の入試制度改革が実施されたが、学校選択の幅を広げようとするのであれば、まず、学費の公私格差を解消して私学をも自由に選択できる条件、環境をつくるのが大前提である。大阪府では府の独自予算で「年収 590 万円未満では月納金を無償化」「年収 800 万円未満は年間学費負担を 10 万円以下」にしており、東京都では「年収 760 万円未満」世帯の授業料が無償化された。京都府は年収 500 万円未満で授業料が、埼玉県は年収 609 万円未満で学納金が無償化されている。神奈川県は国の無償化政策の動向を先取りする形で、昨年度から年収 590 万円未満の授業料無償化を実施した。大都市を中心に、「私学も無償に」が大きな潮流となる中、愛知県では、年収 350 万円未満の「授業料・入学金の無償化」が実現しているものの、所得の中間層においても学費の大きな負担が残っており、「父母負担の公私格差の是正」は抜本的な解決に至っておらず、私学に入学する生徒の多くが不本意入学という「公私両輪体制」にとっていつつな状況が続いている。よって当議会は、「私学選択の自由」に大きな役割を果たしている授業料助成・入学金助成を無償化枠の拡大も含め抜本的に拡充するとともに、経常費助成についても、国からの財源措置（国基準単価）を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを要望する。以上、地方自治法第 99 条により意見書を提出する。令和元年。愛知県北設楽郡設楽町議会。愛知県知事大村秀章殿。

以上であります。よろしく御審議をお願いします。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は 1 件ごとに行います。

議長 発議第 4 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第 4 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起

立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発議第4号は、原案のとおり決定されました。

議長 発議第5号「国の私学助成の拡充に関する意見書」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 この意見書の最後のほうにある表現なんですけども、「私立高校未満の国庫補助金」、「私立高等学校未満の経常費補助の」とありますが、「私立高校未満の国庫補助」とか「私立高校未満の経常費」というのは、どういうことなんでしょうか。わかりやすくちょっと説明いただきたいと思います。

3 加藤 すみません。一度調査かけますので、休憩をお願いします。

議長 それではここで休憩をとりたいと思いますが。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしですか。はい。11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時58分

議長 それでは引き続き会議に入ります。

3 加藤 お時間をいただきましてありがとうございます。先ほどの田中議員の御質問で、御指摘のあった点についてですが、誠に申し訳ありません。「未満」が「以下」の文字に書換えをしてください。下から4行目の「未満」並びに3行目の「未満」は「以下」に訂正をお願いしたいと思います。御指摘ありがとうございます。その意味合いは、私立高校、今まで小中学校は義務教育であるためにこの国庫補助金等の補助制度が非常に充実しているわけですが、「高校も含んで」という意味での「以下」ということですので、ここは大切な文字でありました。大変失礼いたしました。お願いします。

議長 ほかにありませんか。

6 金田 「意見書を提出してください。」という陳情について私たちは、賛成したわけですが、認めたわけですが、ちょっと「意見書を提出してください。」っていつてきた元の意見書（案）っていうのですかね、そういうのの文言とちょっと違うところもあるなって思ったので、今の「以下」のことも含め、それから「私立高校」って書いてあったり、「私立高等学校」って書いてあったりとかするので、もう一度、ちょっと文言を吟味していただいて訂正して出していただくっていうふうにしたらよろしいかと感じますが、いかがでしょうか。

3 加藤 御指摘をいただきました「私立高校」と書いたり、「私立高等学校」と書いてあるところ等の文言の整理、内容は御賛同いただいておりますので、この文言の整理について、委員長にお預け願えればありがたいと思いますが、この内容についてはここで決を採っていただきたいと思いますが、お許しいただければ、そ

のようをお願いしたいですが、どうでしょうか。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第5号を採決します。採決は起立によって行います。本案を提案者の発言のとおり一部修正をし決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。発議第5号は、提案者の発言のとおり決定されました。

議長 発議第6号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第6号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。発議第6号は、原案のとおり決定されました。

議長 日程第38、議案第67号「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第67号「工事請負契約の締結について」、本議案の仮称ですが、設楽斎苑建設工事請負契約の締結につきましては、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する工事契約に該当し、公募型プロポーザル方式により工事請負金額を722,700千円として、落札者の太平・邦英・伊藤特定建設工事共同企業体(代表企業)の株式会社太平建設と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。選定にあたっては、設楽、豊根、根羽のこの3町村の副町村長及び担当課長等9名で構成する、設楽斎苑、仮称ですが、建設工事請負業者選定委員会を8月22日に開催し、請負業者選定基準書に基づき技術ヒアリング及び総合評価を実施したところ技術評価点54.8点、価格評価点30点、総合評価点84.8点で基準を上回

っています。また入札については参考資料を添付してありますが、税抜き 673,000 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜き 657,000 千円で、落札率は 97.62% でありまして、予定価格の範囲内でありまして、また、構成企業は、火葬炉整備の邦英商興株式会社と、建築設計の株式会社伊藤建築設計事務所の 2 社でありまして、代表企業の株式会社太平建設と本町の火葬設備の維持管理や建築設計において高い実績のある事業者が、特定建設工事共同企業体を組織し、申請されたものであります。なお、今回提出されたのは、当該共同企業体 1 団体のみであります。

次に、本工事の趣旨、概要につきましては、老朽化した清崎斎苑と津具斎苑を八橋地内において、敷地面積 2,010 m²、建築面積 862 m²で統合建設するため、本年度と令和 2 年度を工事期間とする継続事業として実施する新斎苑建設工事であり、設計施工で実施する事業であります。また、主要施設・設備は、火葬炉 2、待合室 2、エントランスホール、炉前ホール、待合ホール、駐車場等で、詳細は参考資料に記載のとおりであります。以上、説明終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 67 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田 1 社のみだったっていうことで、ここしかないっていうことなんですけれども、清嶺保育園のときの床のたわみだとか、それからこのエントランスの、玄関のところの木質のレンガみたいなものですよね、それも早い段階でゆがみがでたり、ここの表もレンガが非常に削れたり、縮んじやったりっていうようなことが出ていますので、使用する材料だとか、それから工法だとかについても、吟味はなされたのか。これからなされるのか。具体的なことはこれからなされるのか。あまり新規でデザインだとかが素敵だよっていうとこばかりにとらわれなくて、堅牢に、長い間修繕等がいらぬようなもので進めていただきたいと考えますが、その点についていかがでしょうか。

生活課長 今回の新斎苑の建設工事を施工するにあたりましては、設計審査ですとか、工事の施工管理を行うには、職員では技術力ですとか、知識が不足しているために、別に専門業者に委託する必要があるとして委託を発注をしております。会社名は、株式会社環境技術研究所というところの審査をお願いして、その会社には共同企業体で設計した設計内容が設楽町が求めている仕様書に基づいた設計となっているか、また請負金額に見合った内容の設計であるか、設計の精査を行うとともに、工事の進捗に伴う施工管理業務などをお願いして、工期内の完成、また工事の今、金田議員言われたような工事の品質の確保を図る目的で別に委託をしておりますので、そちらでチェックをして進めていこうと考えております。

議長 ほかにありませんか。

6 金田 今のチェックをしてくださる機関について委託をかけるっていうことでわかりましたが、その費用は何に計上されるのですか。どこに計上されるのですか。

生活課長 本年度の予算のほうで計上させて、委託費のなかで計上させてもらっております。

議長 ほかにありませんか。

2 原田 今のですね、生活課長のお答えのなかで、別にですね、施工管理を業者委託するというお話をされたんですけども、普通の場合はですね、設計業者が建物なんかを施工管理をすることが多いと思うんですけども、さっきの説明だと、特別なことなのでできないっていうことらしいっていう説明だったんですけど、そのへんのことをもう一度詳しく教えていただきたいっていうのが1点と、もう1点、発注者ですね、支援業務委託も委託費用で出しています。そこらへんのですね、違いを教えていただけたらというふうに思います。以上。

生活課長 発注支援業務につきましては、今回、設楽町で初めてこのプロポーザル方式総合評価式での入札行ったわけですが、その業者を決める手順、ルール等の、先ほど副町長のほうで説明がありました請負業者の選定基準書等の作成等に当たってもらった業務であります。そして、今回の施工管理業務にあたりましては、内容としましては、現場の管理業務として設計に基づいて工事の打合せ、協議、現場検査、完了検査など、完成検査などを随時やってもらうわけですが、現場外のところでは先ほど説明させてもらった設計図書の類の精査ですとか、機器向上の検査立会い、完成図書の精査などを行ってもらうものであります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

10 田中 関連なんですけども、設計業者はどこなんですか。よくわからないのは、設計した人が管理ができない。施工管理ができないと。そうすると、まともな設計をしてないじゃないかというふうに疑問を持つんですが、どうでしょうか。

生活課長 こういう建築物につきましては、過去にもこの建物もそうですし、清嶺保育園も、名倉保育園も、杉平向住宅も、南住宅もそうですが、そういったものについての、発注はして施工してもらうんですが、その管理というものがなかなか職員ではできないので、施工管理という形で委託をとって、今までも全ての建物については行っておるわけですが、今回につきましては、冒頭で説明させてもらったように、設計施工発注ということですので、設計したものを建てるのが太平建設さん、それから設計をされるのが伊藤建築さん、そして斎苑ですので、火葬の部分がありますので、その部分については邦英商興さんのほうで考えていただいておりますという流れで、その3社が1つの企業体になって、設計施工を行うわけですが、その3社で考えた設計について精査をするのを管理業務のほうで別に精査する機関を設けて行っていくということで、工事の品質管理を確保を求めていくということで進めております。以上です。

10 田中 答弁漏れがありました、設計業者は誰だったのかっていうことをお尋ねします。

生活課長 今回の共同企業体のなかの伊藤建築設計事務所というところが設計を携わることになっております。

10 田中 伊藤建築が設計をして、それで施工管理は設計業者じゃできないから、新たに環境技術研究社に頼んだというふうに聞いたんですが、そこらへんは理解が違

うのですか。

生活課長 今言われたとおりでありまして、設計は伊藤建築、その今回の3社の共同企業体で設計、考えるときに設計されて、主には伊藤建築が設計部門で設計をされてくと思うんですが、その精査を行うのが環境技術研究所というところに、別に発注しているところでもあります。

10 田中 設計した業者が建築に関わるとして、この伊藤建築っていうのはかなり名のあがる建築事務所で、たぶんあそこの保育園もやったのかなと思うんですけども、そこが建設業者になってなんで管理できるのか。管理できるっていうか、建設業者としての伊藤建築と、設計業者としての伊藤建築があるんですよね。そうすると、なんでそれでできずに、またほかの新たな監督者をお金を出して頼んでやらしてもらわなきゃあいかんかっていうのが、容易に理解できないのですが、もう一回ちょっと説明してください。

生活課長 まず仕様面から考えたら、今回の共同企業体に発注した、今回の今この議案に議案として上程させてもらっている金額のなかにそういった項目も、伊藤建築のほうに入れば当然金額は上がりますし、やることもできるかもしれませんが、通常ですと、まず前年度設計をして、翌年度に施工というのがほとんどのパターンでありましたけども、今回は早く短期間に施工することと、前の議会全員協議会で説明してもらいましたが、発注の仕方については総合評価方式のプロポーザル方式のほうにメリットがあるという判断で発注をさせてもらっておりますので、で、設計施工をしておる段階で、その人たちがすぐその場で自分たちが作った物を審査するということができないので、で、うちのほうとすると、できたものを別の設計会社に確認をしてもらって、そののちに県のほうに建築基準法の審査を通していただいて、そのチェックを受けて、それで工事に進んでいくという流れで進めていこうと計画しております。

6 金田 ちょっと今、前のいろんな書類がないので定かではない記憶ですが、伊藤建築設計事務所が施工管理もしていたっていうのは何件かあったと思うんです。で、さっき清嶺保育園の床が曲がっちゃったとか、そういうようなところについても、瑕疵の責任をどこにとってもらわなければならないところを、いろいろ問題点があがったと思うんですが、こうやって設計した人と施工管理する人が別だっていうところになると、もし、不具合が生じたときにはどこに責任をとってもらわなければならないんですか。そこらへん心配です。

生活課長 そのようにないようには十分にチェックして進めていくんですが、万が一そうなった場合には、この受けた共同企業体のほうが瑕疵担保で責任をとっていただく形になると考えております。

6 金田 共同企業体の代表企業は太平建設さんですよ。太平建設さんにお話を聞いて、太平建設さんが責任持って解決していただくって、そういう形になるんですか。

生活課長 はい、そのとおりであります。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 67 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 39、議案第 68 号「物品購入契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 68 号「物品購入契約の締結について」、本議案の一般 X 線撮影装置・画像読取記録装置の購入にかかる契約の締結につきましては、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する予定価格 7,000 千円以上の財産の取得に該当し、指名競争入札により財産の取得金額を 7,590 千円として、落札者の株式会社渡邊医科器械と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。

今回の財産取得は、つぐ診療所開設時からの一般 X 線撮影装置・画像読取記録装置を一括して更新するもので、次ページに入札に係る参考資料を添付してありますが、9 月 9 日の 5 社による入札結果は税抜き 7,050 千円の予定価格に対し落札価格は税抜き 6,900 千円で、落札率は 97.87%であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 68 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 土屋 これ、指名競争入札になっておるわけでありませうけれども、結果を見ると、辞退をされたり不参加の方がみえますね。で、たぶんこれは、写真もついているので定価があるもんだと思うんですが、不参加、これ参加するも辞退するも自由なんですが、発注側としてですね、不参加であったり辞退をされる理由というのは把握をしておられるんでしょうか。

津具総合支所長 辞退ですとか、不参加の理由なんですけれども、この機器を指定して今回おりましたけれども、その機器を取り扱ってなかったりですとか、あとちょっと日程を忘れてしまっていたということも 1 社おりましたけれども、一応こちらからとしては医療機器を取り扱う業者ということで指名をしております。

8 土屋 指名をかける段階ですもんね、その器械を取り扱ったるか、取り扱ったらんかくらいのことは事前に調べて入札はしないのでしょうか。で、もしそうだとすれば、結果として 1 社になってしまっているわけですから、ほとんど競争がおきて

ないということですから、一般競争入札にしてやればいろんなところから参加があつてということになるような気がするんですが、そのへんはどうですか。

津具総合支所長 取り扱っているかどうかについては、すみません、ちょっとそこま
で調べてなくて指名のほうはしておりますんで、今後、そういうこと検討させて
いただきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

津具総合支所長 一般競争入札についても、また検討をさせていただきたいと思いま
す。

6 金田 確認です。一般競争入札について検討するっていうことは、この物品購入契
約はまだ締結しないで、一般競争入札でやり直すということですか。

津具総合支所長 そういう意味ではありません。今回のこの件については、もうこの
仮契約までいってますので、これをお願いしたいというものです。

議長 ほかにありませんか。

5 金田 指名競争入札で、辞退はわかるんですが、不参加と辞退の違いってなんです
か。

津具総合支所長 辞退届が辞退のほうは出ておりますけども、不参加のほうは出てお
りません。

5 金田 ということは、指名競争入札で不参加の人は全く無視したっていうことですか。

津具総合支所長 無視といいますか、1件は先ほど言いましたように、ちょっと日程
を忘れていたということで出てなくて、1件のほうは全然出てこなかったという
ことです。

6 金田 ちょっと、公金の使い方とかについて、すごく甘いなっていう感想です。こ
の前の森林組合とのこともそうですけれども、やっぱりきちんと調べて、で、1
社しか該当するところがなさそうだったら、先ほど同僚議員が言われたように、
一般競争入札に変えるとか、そういうことが検討されてしかるべきだと思うん
ですが、もうすでに契約を締結してしまったということだそうですが、それでいい
んですか。疑問です。

津具総合支所長 すみません。今回ちょっと失礼しました。ので、今後検討させてや
っていきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はあり
ませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 68 号を採決します。
採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起
立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 40「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定をいたしました。

議長 日程第 41「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定をいたしました。

議長 以上で、本日の日程を全て終了しました。会議を閉じます。令和元年第 3 回設楽町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 11 時 32 分